

東京学芸大学附属小金井中学校校則の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
[省略]	[省略]	[省略]	[省略]
(休業日)	(休業日)	(休業日)	(休業日)
第8条 休業日は、次のとおりとする。	第8条 休業日は、次のとおりとする。	第8条 休業日は、次のとおりとする。	第8条 休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日及び土曜日	(1) 日曜日及び土曜日	(1) 日曜日及び土曜日	(1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
(3) 夏季休業日として校長が定める日	(3) 夏季休業日として校長が定める日	(3) 夏季休業日として校長が定める日	(3) 夏季休業日として校長が定める日
(4) 冬季休業日として校長が定める日	(4) 冬季休業日として校長が定める日	(4) 冬季休業日として校長が定める日	(4) 冬季休業日として校長が定める日
(5) 春季休業日として校長が定める日	(5) 春季休業日として校長が定める日	(5) 春季休業日として校長が定める日	(5) 春季休業日として校長が定める日
2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。	2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。	2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。	2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。	3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。	3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。	3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。
(報告義務)	(報告義務)	(報告義務)	(報告義務)
第9条 校長は、前条第2項及び第3項の規定により休業日の変更等を行ったときは、 <u>運営部長を通じて学長に報告しなければならない。</u>	第8条の2 校長は、前条第2項及び第3項の規定により休業日の変更等を行ったときは、 <u>学長に報告しなければならない。</u>	第9条 [省略]	第4章 入学、編入学及び転入学 (入学時期)
第4章 入学、編入学及び転入学 (入学時期)	第4章 入学、編入学及び転入学 (入学時期)	第4章 入学、編入学及び転入学 (入学時期)	第4章 入学、編入学及び転入学 (入学時期)
第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、 <u>第16条</u> に規定するものについては、この限りではない。	第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、 <u>第15条</u> に規定するものについては、この限りではない。	第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、 <u>第15条</u> に規定するものについては、この限りではない。	第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、 <u>第15条</u> に規定するものについては、この限りではない。
第12条～第16条 [省略]	第11条～第15条 [省略]	第11条～第15条 [省略]	第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書
第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書	第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書	第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書	第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書
第17条・第18条 [省略]	第16条・第17条 [省略]	第16条・第17条 [省略]	第16条・第17条 [省略]
第6章 学習の評価、課程修了の認定及び卒業	第6章 学習の評価、課程修了の認定及び卒業	第6章 学習の評価、課程修了の認定及び卒業	第6章 学習の評価、課程修了の認定及び卒業
第19条～第21条 [省略]	第18条～第20条 [省略]	第18条～第20条 [省略]	第7章 出席停止、転学及び退学
第7章 出席停止、転学及び退学	(出席停止)	(出席停止)	(出席停止)

第22条 校長は、生徒が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に該当するときは、当該規定により出席を停止させることができる。

2 校長は、前項の措置を行ったときは、その状況を速やかに運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

第23条 [省略]

第8章 賞罰

第24条 [省略]
(懲戒)

第25条 校長は、本校の規則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為をした者に対して、教育上必要があると認めるときは、運営部長の承認を得て懲戒を加えることができる。

2 [省略]

第9章 検定料

第26条 [省略]

第10章 雜則

第27条 [省略]

[省略]

附 則

この校則は、令和6年4月1日から施行する。

第21条 校長は、生徒が性行不良であって、他の生徒の教育に妨げがあり、学校教育法第35条第1項の規定に準じて出席停止を命ずる必要があると認めるときは、速やかに学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の規定による申し出を受けたときは、その対象となる生徒の保護者に対し、当該生徒の出席停止を命ずることができる。

第21条の2 校長は、生徒が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に該当するときは、当該規定により出席を停止させることができる。

2 校長は、前項の措置を行ったときは、その状況を速やかに学長に報告しなければならない。

第22条 [省略]

第8章 賞罰

第23条 [省略]
(懲戒)

第24条 校長は、本校の規則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為をした者に対して、教育上必要があると認めるときは、学長の承認を得て懲戒を加えることができる。

2 [省略]

第9章 検定料

第25条 [省略]

第10章 雜則

第26条 [省略]

[省略]